

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月及び5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月及び5年1月

私は、勤務していた会社を退職後、平成4年12月にA市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったことを記憶しており、その後、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の平成4年12月にA市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、同市役所では、「申立期間当時、市内にある各出張所において国民年金の加入手続は可能であった。」と回答している上、オンライン記録によると、申立期間は国民年金加入期間となっており、申立期間の被保険者資格を遡って取得した形跡も見当たらないことから、申立人の主張に不自然な点は見当たらず、会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていた可能性がうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金に加入した平成元年5月1日以降、複数回に及ぶ厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われている上、申立期間以外に国民年金の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえ、申立期間について、国民年金の加入手続を行いながら、国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から53年5月まで
亡き義父は、私がか会社を退職するたびに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間だけが国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、直接関与しておらず、申立人の義父が行ってくれていたとしているが、その義父は既に他界しており、申立人の主張を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及びA町作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年11月20日に国民年金被保険者資格を喪失し、55年8月2日に同被保険者資格を再取得したことが確認できる上、これら喪失及び再取得年月日は、国民年金被保険者台帳と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、戸籍の附票及び住民票によると、申立人は、A町から転居したことが無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。